

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例				
条 例 番 号	平成17年神奈川県条例第13号	法 規 集	第11編第5章		
所 管 室 課	県土整備局河川下水道部砂防海岸課				
条 例 の 概 要	県管理の港湾で、無秩序な土地利用の防止などを図るため、臨港地区内の各分区における、建築物その他の構築物の規制について定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	<p>港湾法において、港湾の臨港地区内に指定した分区の区域内における規制対象となる構築物は条例で定めることとされている。</p> <p>港湾の無秩序な土地利用の防止などを図るためには、港湾の臨港地区に分区を指定し、分区内の一定の構築物の建設等を制限する必要があるため、本条例は必要な条例である。</p>			
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	<p>港湾法では、違反構築物を建設等した者に対して是正措置を命じることなどを規定し、本条例では違反者への罰則規定を設け、その履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効に機能している。</p>			
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	<p>本条例の規定の内容は、港湾機能の維持保全に必要最小限の内容となっており、効率的なものとなっている。</p>			
	基本方針 適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	<p>港湾の秩序ある整備と適正な運営を目的とするものであり、みなとの資源を生かし、地域を活性化する「みなとまちづくり」の推進を掲げた「かながわグランドデザイン」の考え方に合致したものである。</p>			
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	<p>港湾法に基づき必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。</p>			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				